

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和6年8月22日(木) 午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室
3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	益 田 玲 爾
委 員	池 田 香代子

事務局	局 長	粟 屋 克 彦
	次 長	本 多 靖 一
	主 事	上 野 香奈子

京都府水産課	主 任	難 波 真梨子
	技 師	水 谷 昂 栄

京都府水産事務所漁政課	課 長	永 井 大 輔
	課長補佐兼係長	廣 岡 信 康
	副主査	尾 崎 仁

舞鶴市水産課	課 長	真 下 了 代
--------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源(くろまぐろ)に係る資源管理方針の変更について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決した。

第2号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨、答申することを議決した。

第3号議案 令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック
会議に提出する要望議題について
…原案のとおり議題提出することを議決した。

5. 議事
事務局長

委員並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席
いただきまして誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、第25回京都海区漁業調整委員会を開
催させていただきます。

本日は、八木委員、村岡委員、吉本委員がやむを得ぬ事情で欠席
をされており、出席委員は7名で、委員会規定第6条により開催の
要件は満たしております。

ここからは、会長の議事進行をお願いします。

葭矢会長

本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は3つの議案がございます。第1議案「特定水産資源（く
ろまぐろ）に係る資源管理方針の変更について」、それから第2号
議案「知事許可量の制限措置等について」、そして第3号議案「令
和6年度全国海区漁業調整連合会日本海ブロック会議に提出する
要望議題について」です。このうち、クロマグロと制限措置につ
きましましては、知事からの諮問ですので、答申に向けて御審議いた
だくこととなります。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。狩野委員、
池田委員よろしくをお願いします。

それでは次第に従いまして進めさせていただきます。

まず第1号議案「特定水産資源（くろまぐろ）に係る資源管理方
針の変更について」これは先ほど申し上げた諮問でございます。
審議をさせていただきます。

当議案は、資料1-1の資源管理方針の変更についての諮問と、
それに関連します資料1-2の特定水産資源に関する令和6管理
年度における知事管理漁獲可能量についての、2件の質問構成と
なっています。

京都府から説明をお願いします。

(水産課)

難波技師

(第1号議案について説明)

葭矢会長

ありがとうございます。それでは第1号議案につきまして御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

川崎委員

具体的な操業区域とか操業期間は決まっているのでしょうか。

難波技師

こちらでは決めてはおりません。

川崎委員

それならどこでも操業ができてしまうということですか。

水谷技師

クロマグロ漁獲枠の「漁船漁業」の区分について、こちらは基本的に、国の広域漁業調整委員会の承認を受けた者でなければ、漁業としてクロマグロを採捕することができません。そのような制度があります。

この承認を受ける際に、日本海の概ね兵庫県沖から秋田県沖までの中で範囲を指定して、採捕するように定められております。

漁具の規模や操業の時期、時間については指定せず、海域のみを指定するという事です。これは承認の段階での話になりますので、今回の諮問文には明記しておりません。

川崎委員

9月から底曳き網漁の操業が増えますが、同じ漁場でむやみに延縄の操業をされてしまうと、底曳き網漁ができなくなってしまうこともありますので、その点は事前に調整しておくのが良いと思います。

水谷技師

ありがとうございます。

底曳き網漁業との操業場所や時間の調整というものについてはあらためて延縄漁業者へ、しっかりと周知、指導するようにさせていただきますと思っております。

葭矢会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

底びき網漁業が9月1日から解禁になりますので、延縄漁業との間でトラブルが起きないように、十分に調整するという事です。

狩野委員 このような取り組みによって、どのようなトラブルが生じるのかについては、やはり実際にやってみないと、なかなかわからない部分がありますね。

葭矢会長 そうですね。ただ1点懸念しているのが、府内の市場に水揚げするものと、そうでないものがあるということで、府内産のものは定置網も含めて、かなり厳格に資源管理をされていますが、太平洋から新たに加わる事業者の漁獲についても、責任を持って数量管理ができるのでしょうか。今回の場合も、主な水揚げ場所は、他県ではあるものの、場合によっては、府内で水揚げされることもあるということですよ。

水谷技師 事業者からの話によれば、直接消費地市場である東京都の豊洲の方へ送るということです。水揚げは、京都府ないし日本海側でするけれども、市場への出荷については、直接豊洲へ送るといような話を伺っております。この出荷先の違いで区別はできるものと考えております。

ただ、先ほど発言いただきましたように、このような数量管理の中で、どのような課題が出てくるのかについては、我々としても懸案事項として抱えております。また、次年度以降、漁獲枠が増える可能性も十分にあるという中で、各定置漁業の皆様から、放流に非常に苦勞いただいているという声もいただいておりますし、釣漁業者の方からは、大型魚の漁獲枠をもう少し増やして貰えないかという要望もいただいておりますので、そういったところも踏まえながら、来年度に向けて、あらためて検討を進めていくことにしております。

まずは、今年度下半期は、これで進めてみたいということで、今回諮問をさせていただきました。

葭矢会長 ありがとうございました。

来年度、国際的な枠組みの中で、日本に対する漁獲枠が配分され、あらためて管理区分として配分されていくこととなりますので、今年度下半期については、一度このやり方で実施してみて、課題があれば、それも含めて来年度検討を重ねていくような体系にさせていただけないかという案でございます。どうでしょうか。

狩野委員 巻網と定置網漁業との関係で、漁場の環境が大きく変わってしまうということがありました。今回のくろまぐろ漁業においても、他の漁業に影響を与えないような枠組みは作っておく必要があると思います。意見交換等でトラブルにならないように配慮してほしいです。

葭矢会長 日本海側の兵庫県沖から京都府も含め、秋田県沖までが漁場になるとの説明がありましたけども、今回参入される漁業者様は、太平洋側から日本海側に移るということで、クロマグロが広域に回遊する魚であるため、一年を通してどのように漁獲していくのかを考え、京都府を選ばれたということです。まだ、どこを主漁場にされるのかは、若干変わってくると思います。

今後どんな課題が出てくるのか、巻網と定置網との問題のように、例えば延縄と定置網、さらには遊漁者との関係もありますが、特に浦島礁沖などを中心に多く採捕されているようなことも聞いていますので、そういった場所でトラブルにならないかどうか懸念しております。事前に関係者間の情報共有をしっかりとさせていただきたいと思います。

後日、広域漁調委から承認された時点で、情報共有がなされると思います。当海区漁調委の関連では、漁場利用協定を締結している遊漁船業者の協同組合、それから小型船安全協会とのつながりもありますので、それらを上手く活用して、トラブルの無いようにやっていきたいと思います。資源管理と合わせて、漁場を協調性を持って利用していくことが漁場調整のポイントですので、それらが乱れないように配慮いただければと思います。

まずは、やってみないと課題が見えてこないという、委員からの意見もいただきましたので、今年度下半期では、きっちりと状況を把握しながら、来年の漁獲枠が増えた段階で、より良い方法が導き出されるのであれば、新たに諮問いただき、委員会の場で協議していくのが良いと思うのですが、いかがでしょうか。

川崎委員 やって見ないとわからないのであれば、ぜひ一度実践してみるべきだと思います。

葭矢会長 悪いように考えてしまうと先に進みませんが、現時点で心配なことがあるようなら意見してもらい、記録として残していただい

たほうが良いと思います。よろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 それでは、これ以上の意見はないということで、この2件の議案については問題がないとは言い切れませんが、この案で答申をさせていただきたいと思います。

 下半期の現況を見ながら、さらに改善すべき点があれば来年度の漁調委で提示いただき、議論させていただこうと思います。基本的には原案の内容で答申させていただきますが、付随的な意見が委員から出されたことは、記録に残しておいてください。

 それでは次に、第2号議案「知事許可漁業の制限措置等について」を諮問させていただきます。

 当議案は資料2-1の餌料びき網漁業、資料2-3のなまこけた網漁業、そして資料2-5のひらめ底刺し網漁業の3件の諮問になっています。

 京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)

尾崎副主査

(第2号議案について説明)

葭矢会長 それでは、ただいまの3件の説明につきまして、何か御意見、御質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

 ひらめ底刺し網漁業について、許可の有効期間が単年から3年間に変更されたということですが、期間が5年間のものもありますよね。その中で3年間になったというのは、漁業者間の調整の中で、あえてそのようにされたのでしょうか。

尾崎副主査 実際は操業区域の拡大についても要望があったのですが、結局、底引き網漁業との漁場利用の関係上、そちらは持ち越しとなりました。ただ、許可の期間については、試験操業が長い期間実施されてきたということもありましたので、関係機関との調整の中で、許可期間を3年に延長しても問題なくできるだろうという結論になりました。

葭矢会長 わかりました。ありがとうございます。

固定式ということで、底引き漁業者との調整もされたということですね。単年で実施してきた中で、長い間トラブルがなかったということで、ワンクッション置いて今回3年間されたということですね。

餌料びきの許可が出ていますが、餌料びきで餌を使って釣りをする方が、効率が良いのでしょうか。

津田委員 昔から餌料引きの餌を使って漁に出ているので、効果としては高いのだと思います。

葭矢会長 わかりました。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それでは本議案につきましては特に御質問、御意見等ございませんので、この3件の議案について、問題はないということで京都府知事に原案に異議がない旨答申することとしてよろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議ない旨で、答申をさせていただきます。

次に第3号議案「令和6年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議に提出する要望議題について」を審議いたします。

これは令和7年度の漁調連の要望に関する議題となり、11月12日開催予定の日本海ブロック会議の場で要望することとなります。

事務局の方から説明をお願いいたします。

本多次長 (第3号議案について説明)

葭矢会長 はい、ありがとうございました。それでは事務局の説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。これは11月12日に開催されます日本海ブロック会議におい

て、京都府から提案する内容となります。

これらの要望を踏まえて調整の上、水産庁、国交省、それから外務省に対する要望事項に仕上げていくという作業がなされます。最終的な国からの回答については整理のうえ報告があります。

特に資料3-1にありますくろまぐろの資源管理については、遊漁の採捕量があつという間に上限に達してしまっているということです。他県では、採捕上限に達していたにもかかわらず採捕していたというような事例があるということです。そういった状況をきっちり管理、監視できるような体制についても、しっかりと考えてほしいというような内容でございます。

水上バイクについては、従来はミニボートの安全対策だけでしたが、まき網との調整を考える会において、水上バイクでの非常に危ない案件があるということでしたので、これに対しても、このことについて、国としても対応できることをしてほしいというような意見を付けて出したいと思っています。

本多次長 先ほど一部説明が抜けた部分がありましたので、今補足で説明させていただきます。

25ページから26ページにかかる内容ですが、遊漁でのくろまぐろ採捕にかかる被疑情報がいくつかあるということで、上限数に達した場合は採捕禁止規制を遵守するよう、国が監視し、違反者への対応を強化するよう追記していくことを考えております。

第5項目については、末尾に指導という文言があつたのですが、第4項目で対応の強化と書きましたので、それに合わせて「明確にする」というかたちで変更させていただいております。

葭矢会長 ありがとうございます。

「基準を明確する」とありますが、明確にするとは具体的にどのようなことを指すのでしょうか。

採捕禁止の広報をやる中で、広域漁調委の場合は、違反があつた際に裏付け命令がないとなかなか罰則命令まではいきませんが、そういったことも踏まえて、広く国民の方に採捕規制について知っていただくというようなイメージでよろしいですか。

本多次長 広く国民に周知するという考えのものです。例えば月ごとの採捕数量の制限がどのように決定されているのかというところをわ

かりやすく示していただきたいというような意味合いを含めたものになります。

葭矢会長 わかりました。ありがとうございます。その他どうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 それではご質問ご意見等ございませんので、ブロック会議へ提出する議案については原案の通りとして、内容の時点修正及び今後の情勢に応じた要望主旨にそった内容の変更などのうち、軽微なものについては、会長と事務局の間で整理をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。

以上で議案は終了いたしました。続いて報告事項に移りたいと思います。

報告事項（１）「大中型まき網漁船の舞鶴漁港への入港状況について」ということで、こちらは前回の委員会で、八木委員から質問された案件でございます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

本多次長 （報告事項（１）について報告）

葭矢会長 ありがとうございます。

今ほど大中型まき網漁船の舞鶴漁港への入港状況、合わせて大臣許可の許可状況が説明されましたが、この資料につきまして何かご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

川崎委員 船団の出港や入港のときはゆっくり航行していただけるのですが、運搬船が入ってくる時はスピードが速いこともありますので、それが一番ネックになっています。

葭矢会長 ありがとうございます。

考える会の中では船速の要望も出しているんですが、運搬船に

ついてもきっちりと遵守していただくことをお願いしていきます。

それと、第三十五海幸丸が11月に7回、12月に4回舞鶴漁港に入港していますが、許可はどの業者に紐づいているのかわかりますでしょうか。

本多次長 海幸丸については、お調べしたのですが、この船がどこに紐づいているかというところまではわかりませんでした。

おそらく海幸丸自体は共和水産の所属船なので、可能性としては許可番号1458の共和水産、第三十八大師丸に紐づいているものと思われます。水産庁にもお尋ねしましたが、許可船に紐づく運搬船等の詳細の情報までは公表できないと言われましたので、調べられる限りで調べさせていただいたという次第です。

葭矢会長 わかりました。

水産庁からはデータを出していただけなかったようですが、どうでしょうか。

今後八木委員にも情報提供いただくことでよろしいですか。

本多次長 欠席委員には、後日、本日配布資料の一式をお送りしまして、何か意見等あれば頂戴しようと思っております。

また、運搬船の入港速力については、6月の要望時点で8ノット以下という数字で明記しております。また、まき網協議会からも法令を遵守したかたちで、できるだけ協力したいということでしたので、今後に期待していただきたいと思えます。

もし継続的にそのような船が見られるのであれば、ぜひ次の要望の際にこの部分を強く要望させていただこうと考えております。

葭矢会長 船速については、ルール違反があれば、すぐに連絡をくださいと協会の会長の方からも回答が来ていますので、もし何かあれば事務局に報告いただけたらと思えます。

それでは次に報告事項(2)「京都府漁場利用協定について」です。事務局から説明をお願いいたします。

本多次長 (報告事項(2)について報告)

葭矢会長

ありがとうございました。

それでは、さきほどの説明に関しまして、御質問、御意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

マダイの里につきましては、保護礁ということで、国の予算も導入して、京都府の直営事業として実施していたと思います。この場所に増殖場を作った経緯としまして、マダイの種苗を地先に放流する際、稚魚の大半が小さい間に定置網に入ってしまうことがあったということで、安全に成育するためにはどの場所が良いのか試行錯誤しながら、海洋センターの方で調査したところ、この場所に設定すると、すぐに網に入ることなく成育して、分散していくということが判明したということです。ここについては保護礁という観点が強いので、その場所に対する規制の緩和というのは、十分慎重にするべきという意見がありました。

その他いかがでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長

なければ次の報告事項（3）に移らせていただきます。「令和6年度全国海区調整委員会連合会要望活動結果について」、事務局から説明をお願いいたします。

本多次長

（報告事項（3）について報告）

葭矢会長

ありがとうございました。

要件をかいつまんで説明をしていただきましたが、御質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

水産庁等からの回答もかなり多岐にわたっており、この短い時間で全て目を通すのはなかなか難しいと思いますので、お時間の許すときに確認いただいて、何か御質問等ございましたら、また挙げていただけたらと思います。

この場で何か御質問ございますか。

【発言者なし】

葭矢会長

それでは報告事項（3）につきましても、終了させていただきます。その他事務局から何かございますか。

本多次長 次回の委員会につきまして、今のところは11月に開催したいと考えております。9月の中旬ごろには、日程調整表を配布させていただこうと思っておりますので、ご都合のよろしい日程を事務局までお知らせください。よろしく申し上げます。

葭矢会長 はい、ありがとうございました。
 最後に何か御質問、御意見ございますか。よろしければ、これで委員会を終了させていただきたいと思えます。
 暑い中、どうもご苦労さまでした。ありがとうございました。

【閉会 午後3時30分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和6年8月22日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員